

飛驒市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年2月28日

飛驒市監査委員 島田 哲吉

飛驒市監査委員 水上 雅廣

個別事項	回答
<p>ア 民有地等の土地借地料については、当初契約したときから交渉がみられないまま支出されているものがあることから、3年に一度の固定資産の評価替えに併せて交渉を行う等、市で定めた統一基準に合わせて整理するよう努められたい。ただし、相手の不動産を借りるといふ私法上の契約であるため、意図を押し付けるような契約変更の交渉には注意すること。</p>	<p>土地借上料の決定にかかる交渉については、ご指摘のとおりと認識しており、3年に一度の固定資産評価替えのタイミングで適正に算定するよう総務部より各所管課に指導しているところです。直近ですと、令和6年度が評価替えの時期であったため、令和6年1月の部長会議にて総務部長より通達・依頼をさせていただいております。</p> <p>ただし、こちらもご指摘いただいているように、私法上の契約であるため、相手方との合意形成が必要であることから、意図を押し付けるような契約変更の交渉は控えるようにとも通達しているところです。</p> <p>市が借り入れている土地について、令和4年に庁内一斉調査を行いその実態を把握し、庁内各所管課への適正算定指導の基礎資料としたところですが、改めて、今年度中に基礎資料を持ち寄って各所管課担当者の共有会議を開催し、所管課相互の実情を認識していただいたうえで、市が定める統一基準に合わせた整理・契約交渉ができるよう準備を整えていく予定です。</p>
<p>イ 市税、保険料や使用料等の徴収事務については、自主財源の確保、公平・公正性の観点から、市民等に不公平感が生じることのないよう収入未済、不納欠損を未然に防止する対策を更に検討され、徴収事務に努められたい。</p> <p>なお、債権回収及び適正な債権管理については、債務者の居住状況や就労状況など債権管理に必要な事項を必ず確認するとともに、所管部局相互の横断連携を強化し組織的な取り組みをされたい。</p>	<p>市税・料金等の徴収事務については、その確実性や継続性を担保しながら、市民等に不公平感が生じることのないように、引き続き収入未済や不納欠損の縮減に今後も努めるため、令和7年3月には私債権の適正な管理と債務者の関係課における相互の情報共有を図ることを目的とした、飛騨市私債権管理条例を制定します。</p> <p>加えて、今後は強制徴収公債権、非徴収公債権、私債権を含めた市債権管理について、統一した債権管理手法の確立、専門部署への債権の移管等による一元化管理など、全庁としての組織的な取り組みに向けての調査研究をすすめ、更なる債権管理体制の強化や効率化を図ります。</p>

<p>ウ 予算執行については、不用額が多額となっている部分も見受けられ、個々の事情があることは承知するが、年度中に不用額の発生が想定できるものもあった。削減できる不用額は、他に市民のために何か事業ができたのではないかと誤解を招く要因ともなりかねないことから、予算編成の積算における精査や事業執行中における予算残額と事業の進捗を注視し、限られた予算の効率的な運用が図られるよう引き続き努められたい。</p>	<p>これまでの監査指摘を受けて、職員の不用額に対する意識もかなり高まり、確定した事業費は都度補正予算において減額しているところでは、不用額の減額を徹底する通知を発出するとともに、提出前のタイミングで管理職に対して再度の見直しを徹底しました。今後とも市民に対して説明責任の果たせる予算管理に努めていきます。</p>
--	---